平成26年度緊急雇用創出事業基金事業 地域人づくり事業(雇用拡大プロセス) 定時制高等学校就業促進・人材育成事業業務仕様書(案)

1 事業の目的

キャリア教育を推進するためには、企業におけるインターンシップ等の取組や社会人 講師を招いた実践的な教育が重要となる。しかし、地域の企業と学校を繋ぐ教育コーディネーターが不足しているため、定時制高校における取組は決して十分とはいえない。 そこで、新たに失業者を雇用し、キャリア教育や就職支援を行うコーディネーターとして育成することで、定時制高校における就業促進を図る。

2 事業目標値

別紙「雇用等に関する事項」2(2)に記載する本事業で雇用する新規雇用失業者の人数を事業目標値として設定する。受託者はこの目標を達成するため最大限努力をすること。

3 事業の内容

キャリア教育及び就職支援を行うコーディネーターの育成にあたっては、以下の業務に基づき必要な知識・技能を身につけさせることとし、必ずOFF-JTとOJTを行うものとする。

(1) OFF-IT

① キャリア教育・就職支援コーディネーター育成研修 県立定時制高校と産業界の橋渡し役となるために必要な知識・技能を習得させ るための研修を実施する。

(2) OJT

- ①キャリア教育の充実に向けた支援業務
 - 地域推進会議の開催

県立定時制高等学校28校を6地域に分けた各地域の拠点校において、定時制高校のキャリア教育や就職指導を充実するため。インターンシップ等受入れ事業所や公共職業安定所、商工会議所などとの連携を図る協議会を開催する。

実施回数:各地域2回

参加者:外部委員(ハローワーク、商工会議所、インターンシップ等の受入れ事業所等の代表者など)3名程度、地域内定時制高校代表者1名

・インターンシップ等受入れ先の確保と連絡調整及び実施中の巡回 各県立定時制高校においてインターンシップを実施するための受入先を開拓 するとともに、受入れ事業所と学校との連絡調整に当たる。

体験人数:各校40名を予定

社会人講師の派遣

各県立定時制高校のニーズに合った社会人講師等を選定し、派遣する。

派遣回数:各校4回

・キャリア教育・就職指導

各地域拠点校を中心に、学校においてキャリア教育や就職指導等の取組に当たる。

実施日数:週2日以上

②就職先の開拓と連絡調整

担当地域内外の企業を訪問し、就職先の開拓に当たる。

活動日数 :月4日以上 訪問企業数:15社以上

③委託業務実施報告書の作成

作成部数:250部 (実施内容を要約した概要版を添付すること。)

また、本実施報告書とは別に、県教育委員会が依頼したものについても作成すること。

4 委託期間

契約締結日から平成27年3月31日まで

5 その他

- (1) 本事業実施にあたっては、以下の要件を満たすこと。
- ① 本事業のために新たに失業者を雇用すること。
- ② 新規雇用する失業者の人数は6人以上とすること。
- ③ 委託料に占める新規雇用失業者の人件費の割合は50.2%以上とすること。
 - (注) 「新規雇用失業者の人件費」とは、賃金のほか、通勤手当(税抜)、賞与、退職手当等社内規定において労働者に対する支給が義務づけられているもの、社会保険料及び労働保険料の合計額に1.08を乗じた額とすること。

なお、既雇用者の人件費については、明確に本事業に関わる諸手当がある場合を 除き、賃金と社会保険料及び労働保険料の合計額に1.08を乗じた額となるため留意 すること。

- ④ 失業者の雇用にあたっては、雇用通知書や雇用契約書など書面により行うとともに、 労働諸法を遵守すること。(完全歩合(完全出来高)制は認められない。)
- ⑤ 受託者は、契約締結後の雇用計画、事業完了時の雇用実績報告等の提出義務があるほか、県教育委員会が契約期間中に雇用状況等の調査をすること。
- ⑥ 受託者は契約締結後の人材育成・就業支援計画、事業完了時の人材育成・就業支援 実績報告書等の提出義務があるほか、県教育委員会が、契約期間中に人材育成・就 業支援状況等の調査をすること。
- ⑦ 受託者は、本事業に係る以下の書類を他の業務のものと区分して整備するとともに、 県教育委員会からの求めに応じて、関係書類の閲覧、写しの提供等の義務を負うこ と。
 - 委託業務に係る経費内訳書及び会計帳簿類

- ・新規雇用失業者の雇用に関する関係書類(求人票、紹介状、履歴書、失業状態等の確認記録等)
- ・委託業務に係る労働関係帳簿等(労働者名簿、賃金台帳、労働時間を適正に把握するための帳簿(出勤簿等)、委託業務に従事する全労働者の業務従事記録(業務日誌等)
- ・人材育成・就業支援に関する関係書類(研修日誌、指導記録、面談記録、カウンセリング記録 等)
- ⑧ 受託者は、本事業終了後も平成 33 年度まで、上記の関係書類を保管する義務を負うこと。
- ⑨ 受託者は新規雇用失業者の採用手続きにあたり、失業状態であること及び過去において他の地域人づくり事業により雇用された期間と通算して1年以内(東日本大震災等による被災求職者を除く)となることを確認し、その内容を書面により記録する義務を負うこと。
- ⑩ 雇用は県内とすること。ただし、人材育成に必要な研修施設が県外にしかない場合 等、必要に応じ研修場所が県外となることは差し支えない。
- ① 新規雇用失業者の雇用期間は1年以内とし、更新は不可とすること。
- ② 新規雇用失業者の雇用期間は少なくとも4か月以上、1か月あたりの勤務予定日数は少なくとも平均で15日以上とすること。
- ③ 新規雇用失業者の1日あたりの平均勤務予定時間数は少なくとも6時間以上とすること。
- ④ 受託者は新規雇用にあたっては公共職業安定所へ必ず求人申込みを行うこと。 なお、民間求人誌等による他の求人活動を併用することも可能であること
- ⑤ 契約締結時において、受託者が予定する新規雇用失業者の雇用期間を契約書に記載 し、受託者は実績においてこれを下回らないよう最大限の努力を払う義務を負うこと。
- ⑩ 受託者は新規雇用失業者を雇用する全期間にわたって、必要な人材の育成が図られるよう努めなければならないこと。
- ① 受託者は新規雇用失業者の雇用期間終了後においても、引き続き雇用するよう努めること又は本事業での経験を活かし、他社への雇用・就業が円滑に進むよう新規雇用 失業者の支援に努めなければならないこと。
- ® 受託者は、新規雇用失業者に対し、雇用開始時にその人材育成、就業支援の内容について周知するとともに雇用終了時には、その成果に係るアンケートを実施し、その効果の検証に努めること。
- ⑨ 本契約は概算契約であり、事業実績提出後、「雇用等に関する事項」、「委託料の支払いに関する特約事項」に基づき、支払額を確定するものであること。
- ② 本事業において、機器等の購入は認められないこと。必要機器等についてはリース 又はレンタルで対応すること。なお、本事業のために締結するリース契約においては、 入札の実施や複数の者から見積書を徴取するなどにより適正に行うこと。また、リー ス契約終了後は貸し手にリース物件を返還する契約とすること。(所有権の移転が生じ ないようにすること。)
- ② 受託者は、本事業と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種補助金、委

託事業、補助金のうち国・県・市町村が実施するものとの併給はできないこと。

- ② 前記①から②の条件に違反した場合は、当該委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わない、若しくは支払った委託料の一部又は全部を返還させる場合があること。
- (2) 受託者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も、また同様とする。
- (3) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (4) 受託者の負担する経費は、原則、全て委託料に含まれるものとする。
- (5) その他、この仕様書に定めのない事項については、受託者は県教育委員会と協議のうえ、決定するものとする。